

平成 29 年度チャレンジショップ出店補助金

3 次募集

【公募要領】

1 事業の目的

本事業は、チャレンジショップの出店にかかる費用の一部を公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が補助し、販路開拓、販売促進のためのきっかけを作り、創業及び新事業創出の促進を推進することを目的とする。

※この事業における「チャレンジショップ」とは、**自社店舗以外の場所で一定期間販売を行うもの**をいいます。（エリアは日本国内とする。）

2 事業内容

(1) 補助金の交付対象

自社商品のテスト販売のためのチャレンジショップの出店

(2) 補助対象経費の区分、補助率及び補助金限度額

補助対象経費区分	・チャレンジショップ出店料（百貨店等の催事における出店手数料含む） ・小間装飾費（什器等の備品購入・レンタル、電気代など） ・通信運搬費（ダイレクトメールの発送、運送費用など） ・印刷製本費（但し、汎用性の高いチラシ類の作成費は除く） ・保険料
補助金限度額	50,000 円
補助率等	補助金の額は、対象経費の3分の2以内とする（補助金限度額あり）。 また、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 補助金の交付は、年度内1回限りとする。

(3) 審査基準について

本事業の交付決定は、「チャレンジショップ出店補助金交付申請書」に基づき以下の審査基準に従い審査を行います。

- ① 新たな販路の開拓が見込めるものや、出店店舗や催事の「主な来場者」と申請者の「商品・サービスの概要」や「顧客ターゲット」が一致していること。
- ② 出店時において、販売や事業紹介のためにチラシなどの販売ツールを効果的に用いるなど有効なテストマーケティングに資する計画になっていること。

※審査の過程において、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行うことがあります。

※この事業における「テストマーケティング」とは、**新製品を本格的に市場で販売する前に、市場の反応をテストするため、試験的に選んだ限定市場で販売すること**をいいます。

3 申請要件

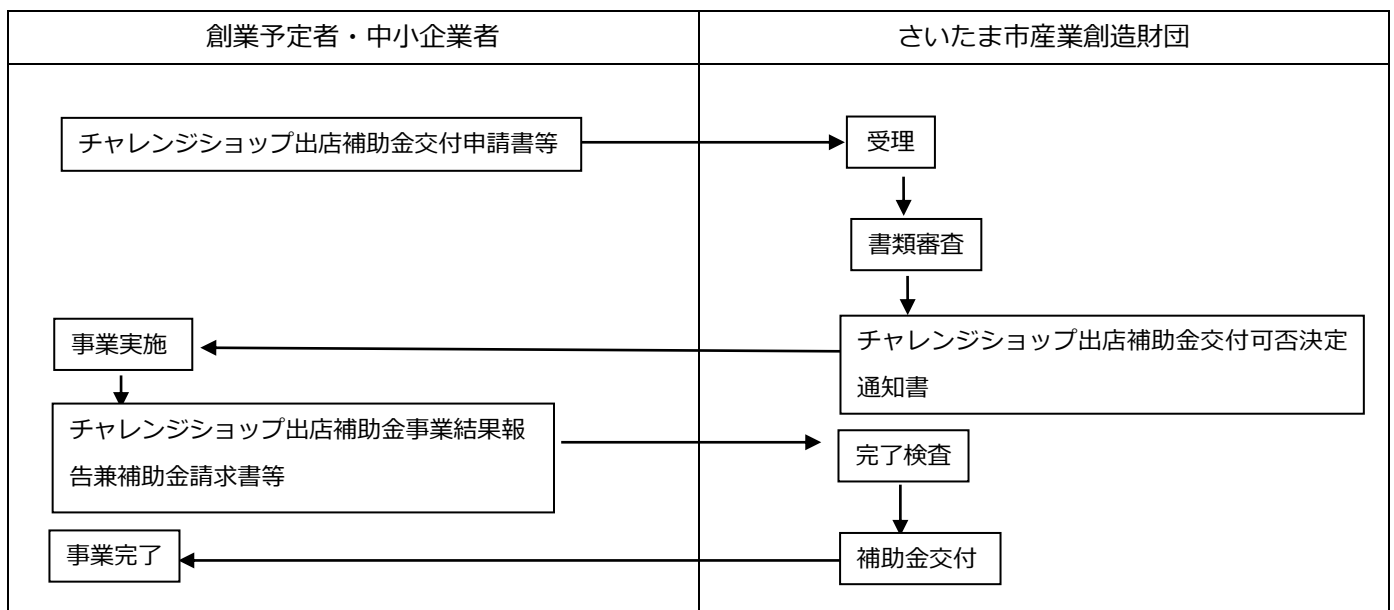
補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、テストマーケティングを目的とし、次のいずれかに該当するものとします。

（ただし、該当するものであっても、既に同一商品・内容で国・都道府県・市区町村・公益法人等から補助を受けているものについては対象外とします。）

- （1）さいたま市内で創業を予定している者
- （2）新商品・新サービスの展開を検討している、さいたま市内に事業所を置く中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条で規定する中小企業者をいう。）

※平成30年2月28日（水）までに終了する、チャレンジショップであること。

4 制度の流れ



5 申請に関する注意事項

- （1）提出された書類はお返ししません。
- （2）審査の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねます。
- （3）審査の結果、不採択になることがあります。
- （4）交付決定の際の通知する交付額は、補助金交付の上限を示すものであり、事業完了後に補助金交付額が確定されます。
- （5）採択された方については、法人名、代表者名、採択内容等が外部に公表される場合があります。

6 申請に必要な書類

下記の書類をすべてご提出ください。

必 要 書 類	部数
チャレンジショップ出店補助金交付申請書（様式第1号）	各1部
交付申請額内訳（様式第1号-別紙1）	
チャレンジショップ出店計画（様式第1号-別紙2）	
発行後3カ月以内の登記後謄本（履歴事項全部証明書 写し可） ※個人は、開業届の写し（開業前の方は住民票の写し）	
補助対象経費に係る見積書（写し可）	
出店者募集要項等、出店の詳細がわかる資料	

採択後の注意事項

(1) 支払いの確認

チャレンジショップ出店補助金事業結果報告兼補助金請求書を提出する際、請求書と領収書の写し等を添付してください。

※金融機関からの振込の場合は、振込控の写し（通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能なもの。インターネットの振込画面のコピーは不可です。）をご提出ください。

(2) 経費の支払方法

事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。ただし、現金による支払いについては、以下の条件がすべて満たされれば補助金対象経費とすることができます。

【現金での取り扱い】

総額10万円未満の支払いで、振込みによる支払いが困難な場合。（具体的かつ合理的な理由が必要です。事前にご相談ください。）

(3) 事業実施がわかる資料

下記の資料をすべてご提出ください。

資 料	部数
企業名が記載されたチラシ、パンフレットやガイドブック	各1部
商品やサービスを紹介する資料	
出展小間、スタッフが映っている写真	

(4) その他

- ① 補助対象事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は、事業が完了した日に属する財団の会計年度の終了後、その翌年から5年間保存しなければなりません。
- ② 補助金を受けられた方は、企業名、代表者名、住所、電話番号、設立年月日、資本金、業種、従業員数、交付年度、事業名、商品名、補助金額を公表する場合があります。
- ③ 補助対象であるチャレンジショップ出店の事業効果を確認するため、一定期間経過後（終了後3～6カ

月程度の間)、財団より当該チャレンジショップ出店にかかる結果報告を別途依頼致します。

8 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は受けようとしたとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

9 申請書類の提出について

- (1) 申込方法 出店内容等についてヒアリングをさせていただきますので、下記 URL からダウンロードした用紙に必要事項をご記入のうえ、まずは財団にお電話でご連絡ください。
- (2) 総ホームページ <http://sozo-saitama.or.jp>
- (3) 募集期間 **平成 29 年 12 月 15 日 (金) ~平成 30 年 1 月 19 日 (金)**
※採択決定後に開催されるチャレンジショップ及び経費が対象となります。
※平成 30 年 2 月 28 日(水)までに終了するチャレンジショップであることが条件になります。
- (4) 場 所 埼玉県さいたま市中央区下落合 5 - 4 - 3 さいたま市産業文化センター 4 階
公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課
※書類提出には、事業の説明ができる申請事業所の方が持参してください。

【申込者情報のお取扱いについて】

利用者	公益財団法人さいたま市産業創造財団
利用目的	1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため使用します。 2 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
第三者への提供	原則として行いませんが、以下により提供する場合があります。 1 目的 財団から行政機関への報告書等 2 項目 当該事業申込書記載の内容 3 手段 電子データ、写し(用紙)

平成 29 年 12 月 12 日
(平成 30 年 1 月 11 日変更)